

浦安市青少年健全育成活動ボランティア運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浦安市青少年健全育成連絡会会則第4条(5)にもとづき、青少年健全育成活動を推進するにあたり、より多くの市民が活動に参加し、地域住民が相互に連携し一体となって、青少年の健やかな成長を期するために設置する「青少年健全育成活動ボランティア」(以下「さわやかボランティア」という。)の運営方法等を定めるものである。

(登録できる者)

第2条 さわやかボランティアに登録できる者は、本市在勤・在住の者で、さわやかボランティアの趣旨に賛同し、青少年健全育成ボランティア活動や地域づくりに積極的に参加しようとする者とする。

(任期)

第3条 さわやかボランティアの任期は、2年以内とする。ただし、登録者が継続の意思を示した場合、再任は妨げない。

(登録の申込み)

第4条 さわやかボランティアに登録しようとする者は、別記様式1「さわやかボランティア申込書」に必要事項を記入し、浦安市青少年健全育成連絡会事務局(以下「事務局」という。)へ提出する。

2 事務局は、前項により登録の申込みがあった場合は、申込書の内容を確認後、さわやかボランティア登録台帳に申込書の内容を登録するとともに、当該申込者に別記様式2「さわやかボランティア登録済通知書」を送付する。

(登録事項の変更)

第5条 さわやかボランティア登録者(以下「登録者」という。)は、登録事項について変更が生じた場合、別記様式3「登録事項変更申請書」をすみやかに事務局へ提出する。

2 事務局は、前項により登録事項の変更の申請があった場合は、申請書の内容を確認後、さわやかボランティア登録台帳に変更の内容を登録する。

(登録の取消し)

第6条 登録者は、登録を取り消す場合、別記様式4「登録情報取消申請書」をすみやかに事務局へ提出する。

2 事務局は、前項により登録の取消しの申請があった場合は、申請書の内容を確認後、さわやかボランティア登録台帳から当該登録者の登録を削除する。

3 浦安市青少年健全育成連絡会は、登録者がさわやかボランティアの趣旨に反する行為をしたとき、又はさわやかボランティアとして適格性を欠くと認められたときは、第1項に規定する申請の有無に関わらず、登録を取り消すことができる。

(利用団体等)

第7条 さわやかボランティアを利用できる団体は、市、教育委員会、青少年関連団体等とする。

2 前項に規定する団体は、さわやかボランティアを青少年の健全育成、又は豊かな地域社会づくりの活動等に役立てるために利用することができる。ただし、営利的・政治目的・宗教目的等には利用できない。

(利用の手続き)

第8条 さわやかボランティアを利用しようとする団体は、別記様式「さわやかボランティア協力依頼書」(以下、「協力依頼書」とする。)を事務局へ提出する。なお、団体からの依頼文書において、協力依頼書の項目を満たしている場合は、当該依頼文書を協力依頼書に代えることができる。

2 事務局は、前項により利用の申請があった場合は、協力依頼の内容を確認後、登録者に協力依頼の内容を周知する。

3 登録者は、事務局より周知された利用申請の内容を確認し、協力できるとなった場合には、事務局に連絡をするとともに、後日、申請書に記載された団体の担当者との打ち合わせをし、ボランティア活動を進めるものとする。

(経費等)

第9条 さわやかボランティアの資料代や材料費等の必要な経費については、原則として、さわやかボランティアを利用する団体において負担する。

(手続きの電子申請)

第10条 第4条、第5条、第6条及び第8条の手続きについて、事務局が構築した電子申請の仕組みを使用して手続きした場合は、その入力を以って、各別記様式が提出されたものとみなす。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は浦安市青少年健全育成連絡会で諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(初年度の任期満了日)

2 第3条に規定する任期の初年度の任期満了日は、令和4年4月30日までとする。